

佐賀県規則第15号

電子計算組織による給与支給事務等処理規則の一部を改正する規則

電子計算組織による給与支給事務等処理規則（昭和48年佐賀県規則第28号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前		改正後	
(定義)		(定義)	
第2条 この規則において、次の表の左欄に掲げる用語の意義は、それぞれ同表の右欄に定めるところによる。		第2条 この規則において、次の表の左欄に掲げる用語の意義は、それぞれ同表の右欄に定めるところによる。	
用語	意義	用語	意義
給与	給料、給料の調整額、教職調整額、佐賀県職員給与条例（昭和26年佐賀県条例第1号）別表第1の備考の2（同表の備考の3の規定により読み替えて適用される場合を含む。）、別表第3の備考の2（同表の備考の3の規定により読み替えて適用される場合を含む。）及び別表第4のイの備考の2（同表の備考の3の規定により読み替えて適用される場合を含む。）並びに佐賀県公立学校職員給与条例（昭和32年佐賀県条例第44号）別表第1の備考の2、別表第2の備考の2及び別表第3の備考の2（同表の備考の3の規定により読み替えて適用される場合を含む。）の規定による給料月額に加算額、管理職手当、初任給調整手当、扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、特殊勤務手当、 <u>特</u> 地勤務手当（ <u>特</u> 地勤務手当に準ずる手当を含む。）、農林漁業普及指導手当、産業教育手当、へき地手当（ <u>へ</u> き地手当に準ずる手当を含む。）、定時制通信教育手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、管理職員特別	給与	給料、給料の調整額、教職調整額、佐賀県職員給与条例（昭和26年佐賀県条例第1号）別表第1の備考の2（同表の備考の3の規定により読み替えて適用される場合を含む。）、別表第3の備考の2（同表の備考の3の規定により読み替えて適用される場合を含む。）及び別表第4のイの備考の2（同表の備考の3の規定により読み替えて適用される場合を含む。）並びに佐賀県公立学校職員給与条例（昭和32年佐賀県条例第44号）別表第1の備考の2、別表第2の備考の2及び別表第3の備考の2（同表の備考の3の規定により読み替えて適用される場合を含む。）の規定による給料月額に加算額、管理職手当、初任給調整手当、扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、特殊勤務手当、 <u>特</u> 地勤務手当（ <u>こ</u> れに準ずる手当を含む。）、農林漁業普及指導手当、産業教育手当、へき地手当（ <u>こ</u> れに準ずる手当を含む。）、定時制通信教育手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、管理職員特別勤務手当、

改正前			改正後		
		勤務手当、期末手当、勤勉手当、義務教育等教員特別手当並びに災害派遣手当（武力攻撃災害等派遣手当及び <u>新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当</u> を含む。）並びに報酬及び通勤に係る費用弁償			期末手当、勤勉手当、義務教育等教員特別手当並びに災害派遣手当（武力攻撃災害等派遣手当及び <u>特定新型インフルエンザ等対策派遣手当</u> を含む。）並びに報酬及び通勤に係る費用弁償
略			略		
（給与の支払及び精算等）			（給与の支払及び精算等）		
第10条 略			第10条 略		
2・3 略			2・3 略		
4 各所属の資金前渡職員は、給与の支払が完了したときは、直ちに別に定める様式の資金前渡精算書を作成し、給与管理者に提出しなければならない。ただし、 <u>0精算</u> の場合には、給与支給内訳書又は期末・勤勉手当支給内訳書に <u>記名押印</u> して、所属長の <u>確認印</u> を受けることによって、資金前渡精算書の作成を省略することができる。			4 各所属の資金前渡職員は、給与の支払が完了したときは、直ちに別に定める様式の資金前渡精算書を作成し、給与管理者に提出しなければならない。ただし、 <u>前渡された金額と精算額が同額</u> の場合には、給与支給内訳書又は期末・勤勉手当支給内訳書に <u>記名</u> して、所属長の <u>確認</u> を受けることによって、資金前渡精算書の作成を省略することができる。		
5・6 略			5・6 略		

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。ただし、第2条の改正規定及び第10条第4項の改正規定（「、0精算」を「、前渡された金額と精算額が同額」に改める部分に限る。）は、公布の日から施行する。